

事務連絡  
平成27年2月26日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費請求に係る変更データの労災診療被災労働者援護事業者  
への情報提供について

標記については、平成24年1月6日付け事務連絡の記3により、審査点検の過程において労働保険番号等の変更を行ったデータの労災診療被災労働者援護事業者（以下「RIC」という。）への「事前情報提供」及び「確定情報提供」（以下「事前情報提供等」という。）を行っているところであるが、今般、事務簡素・合理化の観点から、労働局側からの一律の事前情報提供等は行わず、RICから各労働局へ照会があったものについてのみ情報提供することとし、今後、労災診療費審査点検等事務取扱手引の記Ⅲ4「変更時の情報提供」の取扱いを下記のとおり変更することとしたので、通知します。

#### 記

##### 1 RICに対する情報提供の対象

RICからの受付入力時データと審査後入力データが異なるデータ（「アンマッチデータ」という。）に係る照会により、各労働局において、確認の上、情報提供を行う対象となるデータは、次の各事項に係る変更データであるので、審査点検の過程において、これらの変更を行ったデータについては、RICからの照会に備え、適切に把握・管理しておくこと。

- (1) 診療費請求書の「①指定病院等の番号」を変更したもの。
- (2) レセプトの「④労働保険番号／年金証書の番号」、「⑥生年月日」、「⑦傷病年月日」、「⑩療養期間」の4項目のうち、2項目以上変更したもの。
- (3) 傷病（補償）年金受給者に関する請求事案で、短期レセプト（帳票種別34702等）で請求されたため、レセプトの「④労働保険番号」を「年金証書番号」に変更したもの。

## 2 RICに対する情報提供の方法

### (1) 情報提供の方法

アンマッチデータに係る照会は、RICから電話連絡の上、各労働局の医療担当者にリスト等が送付されるので、各労働局においては、電話により回答する等により、必要な情報提供を行うこと。

### (2) 情報提供の時期

RICから各労働局に対しては、毎月の労災診療費の中間払いのデータ締切日の翌開庁日以降に照会が行われることとなるので、各労働局においては、RICからの照会に対し、速やかに回答（情報提供）を行うこと。